

第 2 1 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成19年11月1日（木）

10：00～12：06

場所：合同庁舎4号館 4階 共用第4特別会議室

山内部会長 それでは、時間がまいりまして、まだお見えにならない委員もいらっしゃいますが、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第 21 回総合部会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、17 名の委員のうちの 14 名の委員に御出席いただく予定ということになっております。したがって、定足数の過半数を超えておりますので、委員会が適法に成立しているということをまず御報告申し上げます。

最初に、事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

上から順に、まず、議事次第、座席表 1 枚紙、資料 1 といたしまして「P F I 推進委員会総合部会報告案（素案）」とございます。こちらは、昨日の夜、大変遅い時間になって恐縮でございますが、事前にメールにて委員の皆様へ御送付をさせていただきました。その後、若干の訂正の修正等は加えておりますので、御容赦ください。その次に、資料 2 といたしまして、横長の「税制・補助金における P F I のイコールフットイングの現況」という資料、資料 3 としまして、A 3 の「個別課題の相互の関係」という資料、それと、参考資料 1 の名簿、参考資料 2 が前回の議事録でございますが、こちらは未定稿でございますので、別途事務局の方から確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

今日の議題は、P F I 推進委員会総合部会報告案、素案になっておりますけれども、これを御審議いただくということでありませう。

前回まで御議論いただきました主な提言、御意見等について、もう一つ、前回お示しさせていただきましたが、今後の検討の方向性ということで、それをどういう方向に収束させていくかという資料を提出させていただきましたが、そういったものを踏まえまして、事務局で報告素案を昨日の深夜までかかって作っていただいたということでありませうので、これを御議論いただきたいと思います。

事務局からまず報告素案を御説明いただきまして、それで議論していきたいと思っておりますので、御説明の方をよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、事務局の方から簡潔に御説明をさせていただきます。

資料 1 をごらんください。今、部会長の方から御説明ございましたとおり、今後、11 月 15 日に推進委員会総合部会の方から報告書の案として御報告をしていただくたたき台といたしまして、今回作成をしたものでございます。

章立てとしては、5 章立てになっておりまして、第 1 章が「はじめに」、第 2 章が「我が国の P F I の現況等」ということで、現況とそれに対して本委員会等が取り組んできた実績、それから、政策課題への対応。

第 3 章が「現下の P F I の課題と今後の方向性」ということで、基本的には、今まで皆

様方の方でなされてきた議論を取りまとめたものでございます。

第4章が、29ページでございますけれども、その中で特に「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」ということで、幾つかのものを整理しております。

それから、第5章が「おわりに」ということでございます。

本日は、第3章を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、時間の関係もございまして、早速御説明に移らせていただきたいと思います。

まず、「はじめに」でございますけれども、「はじめに」は、基本的に、今回こういった経緯でこういった議論をすることに至ったかということについての経緯が書いてございます。

2ページにまいりまして、「我が国PFIの現況等」ということでございますが、まず、2-1のところでは現況について簡単に触れてございます。平成11年の法制定から8年が経過したわけでございますけれども、現在のところ、PFI事業実施方針が策定されたものということでカウントいたしますと、9月末現在で289件、そのうち157件が既に運営段階に入っておりますということでございます。こういったことで、いろいろと運営段階に特に過半数のものが入ってきたということで、さまざまな課題が生じてきておることについて簡単に触れてございます。

それから、2-2の方で、一応これは「法改正以降」と書いてございますが、端的に申しますと、ここに2年間の間でということでございます。本委員会、政府が講じてきた主要な措置ということで、おおむね3つほどのカテゴリーに分けて書いてございます。

まず第1に、昨年来、ワーキンググループで精力的に御議論をさせていただいておまとめいただいたVFMの算定の関係でございます。こちらにつきましては、本年6月に「VFMに関するガイドラインの一部改定及びその解説」としてお示しをいただいております。

次は、「入札契約制度」でございます。これにつきましては、本年6月末の段階で、「プロセスのガイドラインの改定」ということで、審査の特にプロセスのところ、審査委員会のところについて改定をいただいたところでございます。

また、政府におきまして、平成17年のPFIの改正の附則を受けまして、特定選定における民間事業者との対話のあり方、段階的選抜のあり方等につきまして、検討を加えさせていただきまして、現行法令の枠組みの中で最大限できることということで、平成18年11月に関係省庁連絡会議幹事会申合せをまとめまして、対話方式であるとか、段階的選抜のあり方について整理をいたしたところでございます。

次に、イコールフットイングということで、「税制及び国庫補助金等」ということでございます。こちらにつきましては、各事業官庁さんの方で個別の事業分野ごとに固定資産税、不動産取得税、都市計画税について、課税標準の2分の1とする特例措置というのが逐次講じられてきたところでございますけれども、平成17年の税制改正で、分野を特

定をせずに、BOTプロジェクトであって、一定の要件を満たすものについて、従来、特例が認められていたものと同様の措置が講じられたところでございます。

それからまた、国庫補助金につきましても、逐次補助要綱等の改正がなされまして、BOT方式につきましても、平成17年の3月の段階で、ほぼ70%についてイコールフットリングが実現をしておるということでございます。

4番目でございますけれども、情報発信機能の強化ということで、前回の中間報告でも御提言をいただいているところでございますが、こちらにつきましては、昨年の暮れに、私ども初めての「アニュアルレポート」というものを公表させていただいたほか、本日御出席の各省庁さんも含めまして、PFIにかかわる皆様方に向けた各種のセミナー、そして講演会等が開催されているところでございます。

次に、2-3といたしまして「現下の政策課題への対応」ということでございます。こちらにつきましては、前回の会合の際に、幾つかの政策課題につきまして御報告をさせていただきました。地方財政の健全化、地域活性化、国有財産の有効活用、それから、これは前は御報告をいたしませんでしたが、国土交通省さんの方からヒアリングをさせていただいた際に、社会資本ストックの老朽化について御指摘があったところでございます。

それから、地球環境温暖化対策、こういった現下の政策課題に対応する手法の一つとして、PFIの活用というものが見込まれているということについて触れているところでございます。

それから、ちょっとこれは別な話でございますけれども、現在、PPP/PFI契約等々につきまして、標準化の動きというのがございます。これについても簡単に御紹介をしておるということでございます。

簡単に触れますと、現下の非常に厳しい地方財政ということを受けまして、「地方公共団体の財政の健全化」に関する法律というものが制定されたところでございますが、そのほか、第三セクターであるとか、地方公営企業であるとか、こういったものの健全化に向けまして、民間の経営手法というものを導入する必要があるという方向が示されておりまして、その一つの有力な手法としてPFIが挙げられているところでございます。

次に、地域の活性化でございますけれども、これは現下の政府の重要課題でございます。10月1日の福田総理の所信表明におきましても、「地方の再生に向けた戦略を一元的に立案し、実行する体制を作り、有機的、総合的に政策を実施していく」とされているところでございます。また、地域経済の成長力の強化のため、「地域力再生機構」の創設等の作業も並行して行われております。

PFIにおきましては、例えば美祿の社会復帰促進センターにおいて、地域経済の活性化等々についていろいろとはかっておられる例がございます。特に最近着目すべきは、地域の金融機関がPFIにコミットしている件数が非常に増えておりまして、また、地域の活性化への貢献という御努力もされている例が増えておるといことがございます。

それから、国有財産につきましては、いわゆる「骨太の方針2006」で、資産債務改革の

一環として、有効活用等に努めるということが示されております。「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」においても報告書をまとめられておまして、その中で、民間の知見・手法を活用するということがうたわれているわけですが、ここでも一つの手法としてPFIの活用が見込まれているわけでございます。

それから、国交省さんが今年の6月にまとめられました「次期『社会資本整備重点計画』の策定について」というものの中では、既存の社会資本ストックが老朽化しつつある。そして、それが着実に増加しつつあるという事実についてお示しをされているとともに、それについての一つの対応策といたしまして、民間活力を活用するということをおられます。こちら、その重要な手法といたしましてPFIがうたわれているわけでございます。

それから、地球温暖化対策につきましては、2005年の2月に京都議定書が発効したわけでございますけれども、取組み期間が来年2008年から2012年ということになっております。この際に、基準年でございます1990年の温室効果ガスの排出量を6%削減するということになっているわけでございますが、セクター別に見ますと「業務部門」、PFIで整備される施設の大半はこちらに属するわけですが、こちらの伸びが最も著しい。基準年に比べますと44.6%の増ということでございます。したがって、その対策が急務になっているわけでございます。

PFI事業につきましては、管理者等の皆様方の御努力、民間事業者の御努力によりまして、かなりの程度こういったことについて配慮がなされているわけでございますので、今後ともその方向をさらに促進していく必要があるということでございます。

最後に、契約等の標準化でございますけれども、最近、PPP/PFIにつきましては、国際的なノウハウの共有という動きが非常に盛んになっております。そういった動きの一つといたしまして、本年10月にソウルでESCAP主催の「インフラ整備のPPPに関するアジア太平洋大臣級会議」というものが開催されて、大臣宣言が採択をされました。その中の一つといたしまして、標準契約等の情報の共有、標準化のために各国の協力が必要であるということが盛り込まれたわけでございます。

次に、第3章の方に移らせていただきます。

資料3というものを別途お作りいたしました。これは前回、L委員の方から、個別の課題についての相互の関係性がわかるようなA3の資料を作ってほしいということございましたので、要求水準に達しておるかどうかは別段といたしまして、私どもも一応努力をいたしました。

それから、資料2というものがございます。これは前回、I委員の方から、イコールフットィングについての現在の状況を取りまとめていただきたいということがございました。これは本文の方にも盛り込んでございますけれども、こちら要求水準に達しているかどうか御指摘をいただきたいところでございますが、私どもとして作成させていただいたということでございます。こういったものも適宜参照しつつ、本日は3章を中心として御説

明をさせていただきたいと存じます。

枠組みといたしましては、従来から御説明させていただいた資料1と全く同様に、美原委員の方から前に文書でお示しいただいたとおり、現状についての認識をお示した上で、それに対応する個別の課題、そしてそれについての、今回、対応策もまとめまして、全部一連にこちらのパートに入れることといたしました。

それでは、簡潔に御説明をいたします。

7ページでございますけれども、PFI、そういうわけで着実に進捗しておりますし、現下の政策課題にも貢献することが見込まれているわけでございますが、最近、PFIを積極的に活用していこうという熱意が従前に比して後退しているのではないかとということでございます。こちらにつきましては、民間事業者、管理者等それぞれの側から、こういったことではないかということについて触れております。

まず、民間事業者サイドからでございますけれども、本来PFIというのは官と民が対等な関係を構築して、そのために民間事業者がPFI事業に取り組みやすい環境を整備していくということが本質であろうかと思われるわけでございますが、実態としてはそういったことがなかなか実現していないという根強い不満が、特に民間事業者の皆様方の方にあるということでございます。

具体的に申しますと、要求水準書を作成する段階においては、本来は管理者等が明確にそのコンセプトを示して、それに従って提案していくというのが本来あるべき姿であります。民間事業者の方に考え方等も含めて丸投げをしておるというのが実態だという御指摘もありますし、入札段階では、官民が十分にコミュニケーションしていいものを作っていくというのが一つの考え方でございますが、そのコミュニケーションもなかなかされていない。そういったことで、実際に契約が結ばれて運営段階に入った段階で、端的に申しますと、民の方にいろいろと押しつけがあると。それで不満があつてどこかに駆け込もうとしても、そういった駆け込み寺もない、こういったことが御不満のポイントではないかと思うわけでございます。そういったことについて触れさせていただきました。

次に、管理者等の側からでございますが、一方、こちらからは、PFIについては非常に手間がかかる。使いやすい手法になっていない。その反面、効果が明確に確認し得ないといったような御不満が出ているところでございます。

一方、本来それに対して処方箋を国等が示していくべきであります。そういった観点からの規範の充実化、標準化、グッドプラクティス、ノウハウの共有も不十分であるということから、昨今、PFIを敬遠するような動きもあるのではないかと指摘がなされているわけでございます。

次のページ、8ページにまいりまして、このような状況を打破していくためには、PFIの本質は、官民の対等なパートナーシップを構築することであるという明確な認識をまず皆様方に持っていただきまして、そしてその阻害要因を除去して、対等なパートナーシップを実現する環境の整備を速やかにはかっていくということがまず必要ではないかとい

うことでございます。

そして、必要な部分については、標準化、ノウハウの共有化などをはかることによりまして、PFIをより使いやすく、そして透明性の高い制度になるように改善して、その成果を現場に速やかに浸透させていくという必要があるのではないかとということでございます。

こういった観点を踏まえまして、今回、委員会の総合部会の方でさまざま御議論していただいた内容、同時並行で行ったパブリックコメント、アンケートの結果に示された御意見を整理した上で、15の個別課題に集約して、それぞれについて今後の対応の方向性を整理させていただきました。

なお、この対応の方向性を整理するに当たりまして、F委員から前に御指摘をいただきました規範の充実化をはかるとともに標準化、それから、知識と経験の共有化と普及という2つの軸を大きな整理のポイントとして整理をはかったところでございます。

それでは、以下、個別項目に入らせていただきます。基本的には、今まで御議論をしていただいた内容をまとめているものでございますので、重複している部分についてはできるだけ省略させていただいて、今回のコアの部分について重点的に御説明をさせていただこうと考えております。

資料3をごらんいただいた方がよろしいかと思っておりますけれども、15の項目につきまして、おおむね私どもこういう構造ではないかということで整理をいたしました。「要求水準の明確化」、「より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現」、「契約書等の標準化の推進」、「運営段階における課題に対する適切な対応」というのは、事業のプロセスそれぞれに応じた課題になるわけでございます。したがって、こういう形で整理をいたしました。

それから、「リスクマネジメント等についての考え方の整理の必要性」というのは、それぞれのプロセス、段階ごとに考えていただくべきことでございます。したがって、そういう形で矢印を引きました。

「相互の関連性」については、不十分ではございますが、こういったことではないかということで整理をしております。

それとは別のものとして、「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用等」というものが1つございますし、「イコールフットINGの必要性」というのがございますし、「地球温暖化防止への対応」というのがあるのではないかとございます。

後ほど御説明いたしますけれども、すべての項目について検討が必要であるわけでございますけれども、時間の制約もあり、重点的に検討するということで一括りを考えてみますと、丸の中のものがそれに該当するのではないかと。こういったものについては、速やかにアウトプットを作りまして、そして公表ないしは措置を講じていくということが必要なのではないかというのが第4章の方の内容でございます。

それでは、「要求水準の明確化」について簡単に説明いたします。8ページでございま

すが、こちらで出されているポイントは3つでございます。

まず、要求水準書というのは、管理者等がその具体的な意図を明確に示す恐らく唯一の文書でございます。したがって、管理者の意図が明確に示されている必要があるわけでございますが、それが必ずしもなされていないということでございます。

それから、要求水準書はアウトプット仕様でございますけれども、本来ならばできるだけ具体的に詳細にそれが示されてあるべきであります。そこがなされていないということで齟齬が生じていることがあるということが第2点目でございます。

それから、要求水準書と予定価格というのは当然整合性がとれたものであるべきですが、必ずしもそうになっていないということでございます。以下はそれぞれ個別に御説明いたします。

9ページでございますけれども、「要求水準書策定前の段階での明確なコンセプト形成の必要性」ということでございます。

これについては、前回は御説明いたしましたとおり、要求水準書を作成する前に事業コンセプト書というのを、例えば書面に取りまとめていくというような作業が必要だということ、今後ガイドライン等に位置付けて公表していく必要があるのではないかとということで、今回、対応の方向性というのを明確に示させていただきました。

ただ、B委員の方から、屋上屋を重ねるようなことになってもらってはいかかという御意見をいただきましたので、そこにつきまして、なお書きで触れさせていただいているところでございます。

次に、「要求水準書の具体化、明確化、精緻化の必要性」ということでございます。

要求水準書は、まず、管理者の意図を入札参加者に示すものでございます。もう一つは、事業者選定が終わった後、運営段階に入ったときに、管理者の意図に即したサービス水準が確保されているか否かを確認するための基準ともなるべきものでございます。したがって、当然数値的な基準等を盛り込むなど具体化、明確化、精緻化がはかられるべきでございます。したがって、こういった考え方に従った要求水準書の作成の促進をはかるため、具体的な作成のあり方を示す指針を作成するということが必要なのではないかとということで御提案をさせていただくとともに、そういったことをすることによって、事業分野ごとの要求水準書の標準化を行わせていく必要があるのではないかとということでございます。

それから、L委員の方から、病院等の運営の比重の高い事業は、非常に個別性が高い。運営部分についてのノウハウの蓄積がまだ不十分ということで、なかなかそういったことが難しいという御指摘がございました。当然そういった事態がございますので、こういったことにつきましては、今後効率的にノウハウの蓄積等をはかることによりまして、こういった隘路を開いていく必要があるのではないかと触れさせていただきました。また、こういった背景を踏まえ、当然カテゴリーごとに方向性を示す必要がありますので、そういったことについても触れさせていただいたところでございます。

次に、「コストと要求水準書の内容との関係を明確化する必要性」ということをご紹介します。

これは、要求水準書と入札価格というのが整合性がとれていないがゆえに、この予定価格ではとても実現不可能な過大な内容が要求水準書に盛り込まれている傾向があるということをご紹介します。こちらについてはI委員が御指摘のとおり、PFIは行政の最終的な責任をアウトプット仕様である要求水準書により明確に示すところに意義があるということをご紹介しますが、当然その前提としてインプット仕様によって価額を積み上げる必要がある。その意味ではアウトプット仕様とインプット仕様は不即不離な関係になるわけでございます。しかし、一定のインプットを投入すると必ず想定したアウトプットが達成できるとは限りませんので、そこにリスクが生じるということをご紹介します。ただ、このリスクを最小化していくために、さまざま努力をする必要があるということで、いろいろと委員の皆様方等からいただいた意見をまとめますと、おおむね2つが御提言されたということではないかということをご紹介します。

まず第1に、これは、予定価格を作成する前に、要求水準書の内容をまとめる。その結果として、要求水準書の内容を踏まえたとPSC、PFI-LCCを積み上げる形によって、要求水準書に即した予定価格を設定していくという考え方が一つございます。

これは、廃棄物処理施設等、一部の大規模病院等で既にこのような事例が見られるということをご紹介します。要求水準書を踏まえまして、ある程度の施設設計を行いまして、それを踏まえて積算していくということで、設計事務所等にこの段階でかんでいただく必要があるわけがございますが、したがいまして、小規模なものについてまでこういったことを言っていくというのはなかなか難しいかもしれません。

次に、可能な限り要求水準の明確化をはかった上で、上限拘束性のない参考価格を提示する、または、予定価格の算定根拠を示すことといった御意見も御提示されたところでございます。

こういった選択肢を今後検討いたしまして、現行制度の枠組みの中で、まず可能なものからガイドライン等に位置付け、公表していくという形で整理をさせていただきました。

11 ページにまいりまして、予定価格について、現行PSC、PFI-LCC、管理者等におきましては、予定価格の示し方について、PSCを使う場合もありますし、LCCを使う場合もありますし、今の段階ではばらばらの状況でございます。当然PFI-LCCの方が数値としては低くなりますので、いずれの数値を使用すべきかの考え方を統一し、こちらにつきましても、ガイドライン等に位置付け、公表していくことが必要なのではないかと整理をさせていただきました。

次に、「契約書等の標準化の推進」ということをご紹介します。

英国でPFIが飛躍的に発展した要因の一つが、案件組成にかかるコストの縮減策の実施ということをご紹介します。英国では、契約書、その他の文書、手続の標準化がさまざまな分野で進められております。一方、我が国は、英国等と比較しますと、契約書等の標準

化は進んでおりません。これが結果として管理者等がPFIは手間がかかるとして敬遠している要因の一つになっているのではないかと推測されるところでございます。

それから、先ほど御紹介をいたしましたとおり、国際的にも契約書を標準化し、グローバルスタンダードを確立していこうという動きがございます。こういった動きに適切に対応していくということも必要なのではないかとということでございます。

次でございますけれども、すべてのものについて標準化を進めるべきか、または進めることが可能かということについては、もちろん御議論のあるところでございますけれども、プロセスのコストの縮減をはかる観点からは、標準化ははかられるべきではないかということ整理をさせていただきました。

こちらについては、委員の先生方の方から、そういうことをするに際してもということ御指摘をいただいたところでございますが、この場合、条文のみを示すということではなくて、背景となる考え方をきちんと付した上で、管理者等の皆様方によく自分の頭で考えていただいて、それぞれの事業の状況に応じて適切に、そして柔軟に活用されるように十分に留意しろということを確認に併せて示していく必要があるのではないかとということでございます。もちろん、単一の標準契約では不十分でございますので、個別の事業分野ごとに今後作成をしていっていただく、こちらを促していく必要があるのではないかとということでございます。

それから、契約を作成する前に当然要求水準書が決まるわけでございますので、要求水準書の書き方であるとか、提案書様式等の標準化も進めていく必要があるのではないかとということでございます。

次に、「リスクマネジメント等についての考え方の整理の必要性」ということでございます。

まず、リスクは、「不確実性のある事由によって損失が発生する可能性」ということでございますので、こういったことについて検討する場合、リスクイベントの発生確率だけ取り上げても意味がなく、損失の内容、すなわち数値的に把握したリスクインパクト、こちらを見る必要があるといった御指摘がございました。

こういったことを踏まえて、官と民のリスク管理能力に応じてリスクを配分することによって、事業全体のリスクコストを低減するというのがPFIの核となる考え方の一つでございます。

こちらは、〇委員の方から前回御指摘をいただきましたけれども、リスク分担が不明確でございますと将来発生し得る債務の特定は困難となりますので、適切な会計処理を行う上でも支障が生じる可能性があるということでございます。

13 ページ以下は、今までの御議論のとおりでございますけれども、リスクマネジメントを行う上においては、事業実施のプロセスの流れの中で段階的にリスクの特定を進めて、対応策を具体化していく必要があるということでございますが、現行のリスクのガイドラインは、リスク分担のあり方については示しておりますけれども、こういったリスクマネ

ジメントを行う際に実務的に押さえるべき点について欠けておりますので、今後こういったことについて具体的な指針を示すことが必要であるということ、それから、A委員の方から御指摘がございましたが、実際に顕在化したリスク事例をまとめてデータベース化する必要があるのではないかということについて、方向性として示しているところでございます。

次に、大きな4番、「より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現」ということでございます。こちらは、「透明性の確保」、「対話方式の充実」、「より民間の創意工夫が生かせる入札プロセス」という3つに分けて整理をいたしております。

まず「透明性の確保」でございますが、こちらは経団連さんの方から特に強く御指摘をいただいたところでございますけれども、「プロセスのガイドライン」にも、最終的に民間事業者の選定を決める責任は、管理者等の方にあるということを示しておるわけですが、なかなか審査委員会等の運用を見ますと、そういった認識があるのかどうか不明確な事例があるということでございます。

それから、提案の審査は高い専門性が求められるわけですが、審査委員が専門外の事項を審査する事例もあるということ。それから、非選定事由について、非選定事業者に対して十分な説明がなされていない、こういった御指摘がなされたところでございます。

結論から申し上げますと、本年6月に改定をいたしました「プロセスのガイドライン」で、今申し上げました専門性の高い事項については、そういった専門性の高い皆様方にきちっと御議論をしていただくべきだということを含め、今の経団連さんの御指摘につきましては、すべてガイドラインの方に盛り込まれているところでございます。従来から御指摘がされておりますとおり、そういったガイドラインの趣旨がなかなか現場等に浸透されていないところがあるということかと存じますので、14ページでございますけれども、今後さまざまな手段を講じ、管理者等の現場にガイドラインの趣旨を浸透させていくことが必要であるということをお示ししております。

もう一つは、具体的などというふうにするかというところがなかなかお示しし切れていないので、そこでいろいろと混乱が生じているのではないかとということで、私ども、アンケート調査をやっておりますけれども、そういうものを見ますと、非選定事業者に対して管理者等が落選理由について明確に具体的に説明をしてくれと。その手法の一つとして対面かつ口頭で説明するのが有効だという御意見を多数いただいたところでございます。英国では、対面かつ口頭で説明を行うという意味で、デブリーフィングというのも使われておるようでございますので、こういった意味からこういった制度を参考にしつつ、今後、説明の具体的なあり方について検討して、その結果を「プロセスのガイドライン」等に位置付け、公表していくということが必要なのではないかとということで整理をさせていただきました。

次に、「対話方式の充実」でございますが、これは関係者連絡会議幹事会申合せで、対

話方式について明確にできると。そして、その具体的な留意点についてお示しをしたところでございますが、これもなかなか現場に浸透していないということで、広範にこちらも現場に浸透させるということと、先ほど申し上げましたとおり、具体的な進め方、手順につきまして、ガイドライン等に今後示していく必要があるのではないかということでお示しをしております。

それから、こういった課題について抜本的に解決をしていくということの一つの手法といたしましては、欧州における競争的対話方式の導入の状況も参考といたしまして、今後、国内法令への位置付け等の検討を行うことも必要なのではないかということで整理をさせていただきます。

次に、「より民間の創意工夫を生かせる入札プロセス」でございますが、15 ページでございます。こちらにつきましては、H委員の方から御指摘がございましたとおり、民間の創意工夫やノウハウを生かすことによりまして、要求水準書を充足した場合に生み出されるVFM以上の価値を達成していくべきだというスタンスを明確に示していくということとともに、では、具体的にどういうふうにやっていくかという具体的な方法論を検討すべきであるということでございます。

現在、バリューエンジニアリングということで、設計図書についてはそういった試みがPFIについてもなされているわけでございますが、さらに一歩進めまして、例えば英国において提案が奨励されています管理者のニーズや本質的なコンセプトを変えずに、VFM向上の観点から要求水準書の中身自体を見直した応募者独自の提案を行わせる仕組みも参考にして、具体的な方法論を検討する必要があるのではないかということでございます。

ただ、F委員の方から御指摘がございましたとおり、もちろん英国と日本では、バックグラウンドといたします法制度その他が異なります。そういったことを十分に留意して検討すべきではないかということをごたし書きのところに付け加えてございます。

次に、「運営段階における課題に対する適切な対応」ということでございます。こちらにつきましては、いわゆる「制度変更、技術革新等に伴う当初定めた要求水準書の内容の変更に適切に対応するメカニズムの導入」、「運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実」、「中立的な裁定機関の必要性」、「事業期間終了後の課題に対する対応」、「運営の比重の高い事業におけるSPCのマネジメント能力の重要性」という5つに分けて整理をいたしました。

まず、(1)につきましては、前回以来御説明している内容と同じでございます。ただ、そういったメカニズムを、先ほど御提案申し上げました標準契約書案に位置付けていく必要性があるのではないかということでございます。

それから、(2)については、大きく申し上げて3つほどお示ししております。

1つは、要求水準書とモニタリング、支払いメカニズムというものを一括して作成すべきという課題。次に、ユニタリーペイメントについて、インセンティブについてということでございます。

まず、第1の、一括して行うべきということにつきましては、16ページの「しかしながら」のところでございますが、残念ながら、我が国ではこのような慣行はまだまだ浸透しておりません。実態といたしましては、運営段階に至って初めて維持管理運営のサービスの内容、品質等を規定した業務仕様書を作成するというをやっている事業ですら、私どもが行いましたアンケート調査によれば、全体の事業数の3割にとどまっているというのが現状でございます。

ただ、こういった状況ではございますが、ヒアリングで福岡市さんの方からお伺いをしたとおり、最近、管理者の中にはこういった試みを実際にやられるところが出てきております。こういった管理者等の先駆的な動きを支援いたしまして、さらに促進していくために、ガイドラインであるとか標準契約書案などにおきまして、具体的な作成のための指針をお示しするとともに、例えば今申しましたようなベストプラクティスを共有していく、伝播していくことが必要なのではないかということで整理をしております。

それから、支払いメカニズムの関係でいきますと、当然減額という措置が出てくるわけでございますが、こういった場合につきましては、施設整備費も含める、いわゆるユニタリーペイメントを採用している例がございます。契約のガイドラインでは、BTOについては、こういった施設整備費は減額の対象としないとしているわけでございますが、本来、PFIにおいては金融機関がモニタリングに占める役割の重要性ということが大きくうたわれているところでございます。こういった金融機関の本来の役割を適切に発揮させるためにも、特にBOTについては、ユニタリーペイメントについて積極的な導入をはかるよう、具体的な方策について検討し、管理者等に対し普及啓発を行う必要があるのではないかとということで整理をさせていただきました。

ただ、この場合、事業の性格に応じて、必要な場合については、減額する場合についても一定の限度にとどめるといった条件を付すことを併せて検討することが必要であるということで区分をさせていただきました。

それから、事業の継続性をより高めるものとして直接協定がございますけれども、こういったものがなかなか管理者等の方ではノウハウがないということで、こういったことについてのノウハウを共有していくために公表を促していく必要があるのではないかとということで御提案をさせていただきました。

それから、インセンティブでございます。これについては、前々回さまざまな御議論がなされました。18ページでございますが、こちら、私ども、実態について少し調査したところでございますが、実態としては、インセンティブを与える仕組みがあるのは全体の約4割ということで、そのうちの9割が一応効果があるという御認識を管理者等がしているところでございます。したがって、当然、前々回なされたような議論に十分に留意をした上で、インセンティブのあり方も含めた支払いメカニズムの充実に向けた検討を行って、必要な事項について、これもガイドライン、標準契約書案等に位置付けていくのではないかとということで整理をさせていただきました。それから、PFIにおいては、安全

性の確保等、こちらについても重要な課題ということでございます。そういったことを踏まえます、建設段階におけるモニタリングの実施方法等についてもPFIの特性を踏まえた検討を行って、ガイドライン等に位置付ける必要があるのではないかということで、こちらについても位置付けさせていただきました。

それから、「中立的な裁定機関の必要性」でございますけれども、こちらにつきまして、F委員の方から、まず具体的にどういふことをすべきかを示すべきだという御指摘がございました。そういう御指摘を踏まえまして、両当事者の係争を解決するには、裁定機関を将来的に設置することは前提としながらも、まず、係争の処理の考え方、具体的な手順等を明確に示し、これを規範化していくことが必要であるということをもまず大前提として申し上げた上で、先行している諸外国の事例等もその際参考にしながら、そういった具体的なあり方につきまして、PFIの標準契約書案等において明確に紛争処理の仕組みを位置付けていく必要があるのではないかということで整理をさせていただきました。

それから、「事業期間終了後の課題に対する対応」につきましては、要は、事業期間終了後の施設のコンディションについて不明確な要求水準書が多いので、そこについて確保策を検討する必要があるということでございます。

それから、「運営の比重の高い事業におけるSPCのマネジメント能力の重要性」ということでございます。こちらにつきましては、特に病院等の運営の比重の高い事業で、SPCのマネジメント能力が足りないという御指摘がございまして、そういったSPCのマネジメント能力を何らか高めていく具体的方策について検討する必要があるのではないかという御指摘がございましたので、そこについて整理をさせていただきました。

次に、「PFIの市場の拡大に向けた検討」ということでございます。こちらにつきましては、現行、いわゆるハコモノ事業といったものについては、収益ポテンシャルも非常に低くて、一方、民間事業者にとって魅力のあるような、大規模でリスクもそれ相応にあって、それ相応のリターンもあるといったものが少ないといった現状認識があった上で、民間事業者の市場参入を促進するためには、リスク移転を促進して、大規模な魅力的な案件が増加していくことが必要であると言える整理をさせていただきました。

20 ページでございますけれども、この場合、PFIの事業領域を拡大し、これまで官の事業領域とされていた公共サービス分野についても対象とするべきとの指摘があると整理をいたしまして、PFIの今後のさらなる展開を見据えた際には、新たな金融手法の活用も視野に入れながら、このような指摘を踏まえた検討を行う必要があると整理をいたしました。

なお、この場合、行政の果たすべき責任は何なのかということも併せて検討を行う必要があるということでございます。

それから、先ほど国土交通省さんの審議会の御答申を御紹介いたしましたけれども、ここでも示されておりますとおり、今後さまざまな既存のストックが老朽化していくことが想定されるわけでございます。こういったことにつきまして、特に民間の能力が活用でき

る分野においてPFIの活用をはかる必要があるというふうに整理をさせていただきました。

この場合、当然既存のストックについては、潜在的な瑕疵リスクがある等の指摘もございますけれども、こういったことについては、管理データをあらかじめ公表するとか、潜在的な瑕疵リスクが顕在化した場合の官民の負担をあらかじめ決めていくようなことをするといった対応策の検討を深めていくことが必要なのではないかということでございます。

それから、PFIというよりはPFIの枠を超えますが、民間の創意工夫をより生かしていく観点からは、企画段階から民間が参加をするという議論も諸外国ではなされているようにございます。こういった民間の活用をはかるさまざまな議論ということも、参考として今申し上げたような検討を深めていく必要があるのではないかということについて触れさせていただきました。

次に、「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」ということとでございます。

まず最初のパラグラフは、今までと同様の内容でございます。ただ、最後に、例えば、指定管理者とPFI制度を併用する場合に、いろいろと調整すべき点があるという指摘が実務サイドからなされているということが従来から指摘をされておりました。こちらについて一つの例を挙げますと、施設が完成していなくても公の施設の設置管理条例の制定が可能という見解を示してほしいというものがございます。これにつきまして私どもは総務省さんの方に御確認をいたしましたけれども、お答えは「当然できる」ということとございました。そういうことになりますと、こういった実務的な情報が管理者の皆様方の情報がシステムティックに浸透していないと。そういう浸透する仕組みが必要だということが一つの方向ではないかということとでございます。

そこで、今後とも官民連携手法を視野に入れたPFIについてのあり方につきましては、委員会総合部会で継続的に検討していただくわけでございますが、そういったことと併せまして、このような実務的な課題につきましては、関係省庁から構成されております連絡協議会等で一定の対応をさせていただくということも一つの方向ではないかということで、そちらについて触れさせていただきました。

次に、「VFM評価についての継続的検討」でございます。こちらについては、6月にそのような方向をガイドラインの改定の際に示されているところでございますので、その方針に従ってやっていくということとでございます。

次に、「ファイナンスについての検討」ということで、こちらは、従来の議論を2つに分けて整理をいたしました。まず第1に、資金調達のあり方についての検討。次に、地域金融機関の活用の必要性ということとでございます。当然、資金調達はデッドとイクイティに分けられ、さらにデッドについては、ローンとボンド等に分けられるわけとでございます。英国では、導入当初からローンに加えて、ボンド等による資金調達というのが行われておりますし、それから、いわゆるセカンダリーマーケットも発達して、融資再建の流動化と

かりファイナンスも一般化しております。

こういったことも踏まえて、我が国においても資金調達について選択肢をできる限り広くさせて、市場を形成させていくべきではないかという御議論がございました。こちらについては、詳細はお示ししているとおりで省略させていただきますが、ローン、債券等、それぞれに特質があるということがございます。

ただ、債券等は、参加者も増え、手間もかかりますので、コストが増えるということがございます。我が国の場合は、23 ページでございますけれども、金利水準が現状では非常に低利であると。それから、金融機関の収益であるスプレッドが薄い事例も多いということがございますので、我が国の現況を踏まえると、ローンのコストが債券のコストに比較して優位性があるというのは一つの事実ではないかということがございます。

それから、流動化、投資家による不特定多数の資金の提供ということになりますと、金融機関による継続的なモニタリングというPFIの一つの本質的な部分というところからは離れていくことになるということがございます。

それから、次の融資債権の流動化、リファイナンス等が進まないということについては、インセンティブはないという御指摘がございまして、1つは、管理者そのものが固定金利を選好するということ。英国等では完工リスクがございましてけれども、我が国では完工リスクについての認識があまりないということ。それから、英国では、どちらかということ審査能力が相対的に軽装備な金融機関や投資家が多いという前提のもとに、制度設計なり実態が動いているわけでございますが、我が国では、英国等にはない金融機関として、審査能力を備えた地域金融機関がございまして、こういったことについても一つの相違点として挙げられるだろうということがございます。

しかしながら、今申し上げたのは現況を前提にしておりますので、今後の経済情勢により、金利動向であるとか、資金の需給動向も変わる可能性がございます。したがって、こういった点につきまして継続的に検討していく必要があるのではないかとまとめさせていただきました。

ただ、この際、法制面について1つ制度的障壁としてあるわけでございますけれども、こちらについては必ずしも決定的な理由になっていないのではないかと。それから、検討に当たっては、金融のことはまず市場に聞くべきということ前提にして議論がなされるべきではないかということについて御指摘がございましたので、こちらについても触れさせていただきました。

次に、「地域金融機関の活用の必要性」でございますが、地域金融機関は、地域に根ざしておりますので、そういった意味で非常に強みがあるということがございます。実際に地域金融機関の中には、山陰合同銀行のように、地域の企業のためのセミナー等を開催してノウハウを提供しているほか、地域への経済波及効果が実現するようさまざまな努力を行っている例がございまして。ただ、メガバンクさんに比べるとノウハウが不足しているところがございますので、まず、ノウハウの移転等が促進されるような方策を検討す

べきというふうにしております。

それから、P F I 案件は、大型で複雑な案件と、主に市町村発注にかかわる小規模で住民の生活に密着している案件に二極化しているという御指摘がございました。今後、地域経済の波及効果の大きい事業であるとか、今申し上げました小規模で住民の生活に密着しているような事業というのは、管理者等、地域金融機関、地域企業の三者が連携して進めていく傾向がさらに強まっていくとも考えられるわけでございます。こういった場合に、ノウハウが一地域に偏らず共有されるよう、地域金融機関等のネットワークづくりをはかっていく。そのためにどういうことが必要かということを検討する必要があるということでございます。

それから、即効的な手法といたしましては、フォーラムが有効であると考えられるので、こういった開催を促進すべきだということについても触れさせていただきました。

次に、10 番、「コンサルタントの役割についての再認識の必要性」ということでございます。こちらについては、我が国の P F I の発展にコンサルタントが果たした役割というのは大きいということをもまず触れさせていただきました。

管理者等のうち、複数事業を実施しているいわゆる P F I のリピーターは、現状では少数にとどまっているわけでございます。したがって、事業にかかわるノウハウの移転、グッドプラクティスの伝播・伝承というのは、コンサルタントや数多くの事業経験のある民間事業者さんによって実質的になされてきた部分が大きいわけでございます。特に、我が国の場合は、管理者さんにつく法律事務所等々と個別に契約を締結することによりまして、あたかもワンストップショップのように包括的にアドバイスを行い、さらに事業の最初の段階から最後の段階まで一括してアドバイスを行うのが通例でございます。こちらは英国等における場合と若干違う形態ということもございますが。

そこで、今後の更なる発展を考えた際には、運営段階に至った事業が全体の過半となったということに対応いたしまして、そういったところから生ずる新たな課題、そういうことに対応した新たな役割ということについて、いろいろと考えていく必要があるとともに、また、これはアンケート等で御指摘があったわけでございますが、例えば委託料の積算基準等々必要な制度環境を整えるということについて検討することが必要なのではないかと、いうふうに整理をいたしました。

11 番の「プレーヤーの拡大の必要性」については、海外のプレーヤーがあまり我が国では活躍されていないということですので、こういったことについて今後配慮する必要があるということで整理をさせていただきました。

次に、「補助金、税制等の支援措置のイコールフットINGの必要性」、26 ページでございます。こちらにつきましては、P F I の制定依頼、税制や国庫補助金等の制度が導入の阻害要因にならないよう、さまざまな措置が講じられてきたところでございます。先ほども御説明したとおり、税制については平成 17 年度に、分野を特定せず、B O T プロジェクトであって一定の要件を満たすものについては一定の特例措置が認められたところで

ございますし、また、国庫補助金につきましても、逐次イコールフットィングについて実現がはかられているところでございます。

しかし、いまだ完全なイコールフットィングが実現しているわけではございません。それから、管理者等からその実現に向けての要望も非常に強いということでございますので、今後とも継続的にイコールフットィングの実現に向けて努力する必要があるということで整理をさせていただいております。

次に、「官民双方がノウハウの共有化をはかる効率的な仕組みの検討」ということでございます。こちらにつきましては、ノウハウの蓄積、情報の提供を具体的に進める効率的な仕組みを構築する必要があるのではないかということでございます。P U K、4 P s、それから、韓国のP I M A C、そういったことを実際にやっておるような諸外国の組織体制もありますので、こういったものも参考にしながら、今後、そのあり方について検討を深めていく必要があるということで整理をさせていただきました。

次に、「地球温暖化防止への対応」ということでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、管理者等の皆様方が今もいろいろとやっけていらっしゃるわけですが、こういった動きをさらに促進していくために、27 ページ中ほどでございますけれども、地球温暖化対策について明確に位置付けること等につき、要求水準書の具体的な作成のあり方を示す指針に明記をしていくとともに、審査基準に温室効果ガスの削減への配慮を示すべきことについて、管理者等に対し普及啓発をはかるということでまとめさせていただきました。

それから、パブリックコメントの中で管理者等が使用する施設であってB T O方式を採用しているものについては、光熱費をP S C、P F I - L C Cに算入しないことが一般的という御指摘がございました。基本的に、ライフサイクルコストを省エネ機器の導入等により光熱費をライフサイクル全体として削減することができ、温室効果ガスの削減にも資するということがもし可能であるとするならば、これはV F Mの向上に資するということだけではなくて、地球温暖化防止にも資するということになります。したがって、運営段階における光熱費用にかかわる官民の負担のあり方をあらかじめ決めておくといったことも十分に検討した上で、光熱費についてP S CないしはP F I - L C Cに算入すること等、適切な対応について検討していくことが必要なのではないかということでまとめさせていただきました。

次に、「防災にかかわる検討」でございます。これはM委員の方から御指摘がございまして、また、F委員の方からも御指摘がございました。そういった御指摘について、方向性についてまとめさせていただいております。

基本的には、阪神・淡路大震災等の経験に照らすと、実施業務の多くというのは民間に任せ方がよいということが一つでございます。こういったものについてP F Iの活用の可能性について検討する必要があるのではないかということと、それから、いつ起こるかわからない災害のための準備についても、官民連携して対応していくということについて

も議論が必要ではないかということで整理をしております。

以上が 15 項目でございます。

28 ページでございますけれども、「これらの課題にかかわる具体的な対応策を検討する際の留意事項」ということで、先ほど冒頭にも申し上げましたが、今整理をいたしました一つの軸として、規範の充実と標準化、知識の経験の共有化と普及ということを前提にしたわけでございますけれども、今後さらに具体的な対応策を検討する際にもこういったことを留意をするべきだということで、それについて付言するとともに、その具体的な内容についてここでお示しをしているところでございます。

29 ページでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、この 15 の個別課題の中から、冒頭に申し上げましたとおり、官民の対等なパートナーシップを構築するため、そして、使いやすい手法とするためということで、幾つか抽出して、それについて「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」としたらどうかということで、そこについての整理を行っております。

3 つほどくりをつくりました。まず第 1 は、先ほど申し上げましたとおり「個別具体のプロセスごとの課題」ということでございます。こちらの一番上のこちらでございますけれども、こういったことについては、相互に密接に関連しているということからも一括して整理検討していく必要があるのではないかということでございます。

それから、他の官民連携手法とのノウハウの共有等々でございますが、これは、総合部会の中でもほとんどすべての委員の先生から御指摘をいただきました。また、「官から民へ」の動きを更に促進をしていくということでも、これらの課題に早急に例えばしていくことが求められるということで、こちらについてもこういった整理にさせていただきます。

それから、「地球温暖化防止への対応」については、来年から取組み期間が始まるということ、それから、税制・国庫補助金等の制度のイコールフットィングについては、不断の努力が必要ということで、こちらについても位置付けさせていただいたところでございます。

最後に、「おわりに」というところにつきまして、要は、趣旨は、21 世紀に入りまして、ほぼ 10 年がたとうとしているわけでございますけれども、少子高齢化に突入して、今私どもに求められているのは、非常に速いスピードで変化する時代に即応したスピードではないかということでございます。こういった報告書を踏まえて、できるだけそういったスピード感を持った対応がとられることを期待することが骨子でございます。

資料 3 について最後に簡単に御説明をさせていただきます。

先ほど、大体項目については御説明をさせていただいたわけでございますが、その相互の連関について、この趣旨を御説明させていただきます。

「要求水準書の明確化」と「入札プロセスの実現」でございますけれども、要求水準を明確化するだけでは、なかなか民間事業者さんのディマンドにはお応えできないのではな

いかと思われま。具体的に要求水準書をプロセスの過程の中で更に明確化してくプロセス、クラリフィケーション等で明確化していくプロセスということが当然必要でございますので、これは明確化のためには当然入札プロセスを更に透明性高く、そして対話方式の導入等をはかっていくことが必要だということで、こういった線を引かせていただきました。

それから、「運営段階における課題に対する適切な対応」につきましては、やはり両当事者間でいろいろと決め事をしていくというのがPFIの考え方でございますので、そういったことについての一つの規範、そしてルールにつきましては、標準契約書等への位置付けというのが一つあるのではないかとということで、こういう整理にさせていただきました。

それから、「要求水準」と「運営段階における課題の対応」でございますけれども、要求水準書は、モニタリングの基準になるような重要な一つの基準でございます。一方、運営段階に起こったさまざまな事実等々をノウハウないしは経験というものを要求水準書策定段階にフィードバックしていくということも重要なことかと存じます。そういったことで、こちらについては両方向で整理をさせていただきました。

それから、先ほども申し上げましたとおり、要求水準書の書き方、提案書様式の標準化ということと契約書等の標準化は密接にリンクをしているところでございます。そういったことで線を引かせていただきました。

以上、非常に拙い説明、拙い整理でございますが、以上でございます。

山内部長 どうもありがとうございました。拙いと今おっしゃったけれども、かなり内容を詰めていただいて、御説明もわかりやすかったと思っております。

それでは、今の説明を踏まえまして、内容について御議論願いますが、御意見、あるいは御質問等ございましたら、御自由に発言願いますが、いかがでしょうか。

A専門委員 大変よくまとめていただいていると思います。まだ、十分読み切れていないところもあるんですが、改めて読ませていただきまして、印象としてなんです、私などが考えていますPFIのプレーヤーは3大プレーヤーとして位置付けて考えていたんですが、それこそ管理者と事業者と融資者という形だと思うんですが、読ませていただきましたところ、融資者に対してのメッセージがちょっと弱いといいますが、そういう感じを第一印象として私はもってしまったんですね。

それはなぜかといいますと、例えば3 - 1のところ、民間事業者からの意見、加入者からの意見という形がありますが、この中でも、B委員をはじめいろいろな形で、それこそ融資者の方からも意見をいただいているんですが、そこがうまく最初に反映されていないのが第一印象と思ったんですね。ですから、これは委員の方々の御判断だと思いますけれども、私の理解とすれば、3大プレーヤーとしてプライベートファイナンスのコアの一番重要な位置付けでもあります融資者ということも頭に入れていただいた方が、よりメッセージが伝わるのかなという気がいたしました。

それから、ファイナンスの話は22ページに入っていますけれども、ここでは、モニタ

リングだとか何かということは入っているんですが、事業の最初の段階でもデューデリジェンスと申しますか、最初の段階での融資者のコミットメントというのをもう少し入れていただいてもいいのかなと感じました。

と申しますのは、英国の道路庁や財務省でも、融資側のデューデリジェンスの役割というのもそれなりに期待していると聞いておりますし、そういう形のプライベートファイナンスだと理解しております。しかし、その記述がないように思いましたので、そこが必要だということのメッセージと、そのためにはちゃんとしたプロジェクトファイナンスをやらなければならないのだという形になるのかもわかりませんが、そこら辺、私の専門ではありませんが、全体としての印象としては、そこが一番気になったところでございます。

それから、あとは、ちょっとマイナーかも知れませんが、10 ページでのここで「コスト」、この前にも「コスト」という言葉が使われていますが、「コスト」という言葉になじみがないと申しますか、ここで指しているコストの位置付けですね。読んでいけばわかるかも知れませんが、予定価格としての位置付けなのか、あるいはどうなのかということで、漠然と「コスト」という用語が適切かどうかというのがちょっと気になっております。

それから、12、13 ページあたりのリスクの話の中で、特に 13 ページのリスクワークショップも考え、「具体的リスクの管理手法」とかという中には、一番重要なリスクの評価、分析からそれこそインパクトを含めての評価、そういう言葉をちょっと入れていただくのがいいのではないかと思います。

それから、14 ページで対話方式の話がありますがけれども、この中では、特に個別の提案の中が抱えているリスクというのをここで何とか見い出せないかと考えます。仙台のスポパークの話も関連しますけれども、そういう形のものを一つ何らかの形で付言していただければありがたいかなと思います。

それから、前にも申し上げました維持管理のモニタリングなんですけど、これは必ずしも事業期間終了後の課題とだけではなく、事業期間中にもいろいろ実際には問題が発生する可能性がありますし、その段階では結構大きな支出になるわけですので、維持管理というものを独立させるわけにはいかないかも知れませんが、事業期間終了だけという形で矮小化しない方がいいのではないかと思います。特に社会資本整備審議会でも、あれはインフラですけども、そういうコメントが出ております。

それから、20 ページの真ん中あたりに、英国等における経験も参考にしながらということで、社会保健省の話が入っていますが、ここではお話ししたかも知れませんが、これは道路の話ですけども、ポーツマスだとかバーミンガムなどでは、市全域の道路に対しての P F I 事業というのを今やっておりますので、それも少し対象は違いますけれども、リファレンスとしては非常にいいものではないかと思いますので、参考に付け加えたらいいかなと思います。

それから、21 ページの下のところですけども、「V F M の源泉材料であるリスクの移

転」といきなり言ってしまうているわけですが、ここでは、リスクの評価をして、プライシングをしてから移転をするという形で、もう少し言葉を足していただいて、リスクの評価が大切だという位置付けをとっていただければと考えます。

今のところは以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。表現にかかわるところと内容にかかわるところがあるんですが、B委員から何か御意見ございますか。

B専門委員 A先生のお話を伺って、そういうところがあるかなと思っておりました。ただ、正直申し上げまして、従来よりはファイナンスについても実態に即したところをいろいろお聞きとりいただき、その内容を書きいただいておりますので、全般として私は今回のものについては、実務家の観点からみても違和感は少ないということが申し上げられるかと思えます。

山内部会長 ありがとうございました。そうしたら、今のA先生の御意見を踏まえながら、少し表現とかを変えさせていただきます。

それから、質問なんですけれども、モニタリングの中で、事業期間後のというだけではなくて、事業期間に至るまでの間のモニタリングが重要だという話があって、それは例えば建設期間という表現を使うのかどうか分からないけれども、そういう話と、さっきの国交省の話は維持管理。維持管理は、既存ストックの維持管理の話なので、その辺のお考え方をもうちょっと確認したいんですけれども。

A専門委員 わかりました。事業期間中での施設の維持管理、PFIプロジェクトとしてのですね。それについて重要であるという位置付けで、それは何も事業期間が終わって、トランスファーしたときにがたがたになっているからというだけではなくて、事業期間の中でも維持管理を適切に行っていなかったら、予定もしないような支出が発生することもあるということだと思います。ですから、維持管理のモニタリングを事業期間の後の対策として位置付けるというのは、ちょっと矮小ではないかというのが一つの意見です。社会資本の話はまた別としているのは理解しておりますけれども、それにも通ずるものがあるということで申し上げたところでございます。

山内部会長 わかりました。どうもありがとうございました。それでは、今の御指摘を踏まえていろいろ表現を考えさせていただきます。

そのほかに。どうぞ、C委員。

C委員 今の一連の御説明を聞いていて、資料3の相互関連図の重要性というのを一段と身にしみて感じたという思いがいたします。全体としてどういうつながりになっているのかということが明確になることが重要だなと思ったわけですが、そういう観点から考えると、この資料3、非常にしっかりお作りになっていると思いますが、もう一声何とかならないものかなという感じがするところがありまして、わりあいに安直に単に線が引かれているだけだということを、メリハリ、もうちょっとサイトマップ的な相互の序列の関係とか、流れの関係というようなものが出てくると、せっかくここまでやってい

ただいたわけですので、それを横目で見ながらこれを読んでいると流れがよくわかるという形にならないものかなという、外野からですから何でも言えるわけですが、そういう感想を持ちました。

この点とのかかわりもあるんですけども、この相互関係の図が、もう一声と申し上げながら、非常に完成度の高い感じがするんですけども、逆に、かなり内的な自己完結性があるにも高くなってしまっているがゆえに、外から見たときに、PFIがそもそもどういうふうに関与しているのかということの視点が落ちこちているような気がいたします。PFI事業というものが生み出した成果物がユーザーにとってどういう社会的な意味、貢献度を持っているのかというあたりに対して、意識というか、認識というか、意外とそこが報告案の中全体でちょっと希薄な感じがするかなという、これも感想ですけども、感じがいたしました。

その辺につながるような表現が、例えば 11 ページの 2) の「契約書等の標準化の推進」というあたりで、「自治体の主体性の確保」、「自治体が柔軟な対応ができるように」というところのにじみ出ている感じがいたしますが、外から見た視点をこれに織り込むことができないかなという感じを持ったところがございます。先ほどお話に出ていた維持管理問題とか、そういうところにもかかわってくるかと思えますけれども、中でうまく回っているということだけがすべてではないだろうという感想を持った次第でございます。

山内部会長 ありがとうございます。資料3は、私もさっき見て非常にわかりやすく、大変理解の助けになると思うんですけども、今御指摘のように、もう一工夫ということですか。確かに、もう少し視点を外からというのも重要なことなので、その辺もお考えいただければと思います。D委員。

そのほかにいかがでしょう。

D専門委員 細かな表現は後としまして、全体の構成でちょっとお伺いしたいんですが、3 - 2で「個別の課題」と書いてありますね。ここで1から15までありますが、最初は「要求水準の明確化」、「契約書等の標準化の推進」、この辺は非常に力が入っていると思いますね。「リスクマネジメントの整理」、「入札プロセスの実現」、これは非常に順番がきちっとされている。「運営段階における対応」。その後に「PFIの市場の拡大に向けた検討」というのがきているんですが、これはもうちょっと後でいいのではないかなと。逆にいきますと、VFM評価については、もっと継続的に検討しますよというのは、もう少し前の方とくっつけた方がいいのかなという感じがしますし、先ほど来議論がありますファイナンスが第9番目ということで、「市場の拡大に向けた検討」の後という話なので、ファイナンスはもう少し前でいいのかなという感じがします。

それで、「PFIの市場の拡大に向けた検討」というのが真ん中にあるんですが、6番の「PFIの市場の拡大に向けた検討」と、最後の方の「温暖化」、これもある程度やっているということだと、今後ではないのかもしれませんが、「防災にかかわる検討」、

この辺はむしろ一緒になるのかなという感じもするんですね。それで、これは、例えば P F I の市場の拡大に向けたといいますか、これからどういう形で P F I が、今の状態を整理していったって、またこれからどういう形で新しい役割になっていくのかなという話で、「 P F I の市場の拡大に向けた検討」の中で、分野の検討という形で、先ほどの「温暖化」というのはかなり今でもやっているんですが、さらにこれをやるとか、「防災にかかわる検討」というのがその次に入れていいのかなという感じがするんですね。

それから、もう一つ、前回欠席して恐縮でしたが、今、地域活性化という話を何か入れた方がいいのかなと。例えば、地域活性化の中で、何かの施設を修理して、そこでエリアマネジメントをやるとか、ある程度の地域の全体の活性化を運営していくような形のスキームにも、 P F I の今後の検討の課題の中に入れていいのかなという感じがするんですね。今の段階で、何か新しい分野として、地域の活性化に何かリンクするような表現があった方がいいのかな。

例えば、三セクの処理について、債務処理についてという形はまた別の検討だと思いますが、例えば、今ある第三セクターについて、イギリスの W M I みたいな形で、出資構成の中に民間を入れた競争的な形に入れていくとか、先ほどの地域活性化の中でも、実際に施設はある程度小さいんだけど、その中で、運営、地域の活性化という形でかなり貢献しているような事例もあるんですね。そういう場合に、今後の課題、分野として、何か 6 番目にあるのはもう少し後ろの方に入れて、なおかつ地域活性化みたいな話を入れて、よりよいこういう面はまだありますよという形の構成にするというはいかがかなと思います。個別の表現についてはまた後ほどお話をしますが。

山内 内部会長 ありがとうございます。資料 3 を作ったことによって、今、 D 委員のおっしゃった個別課題の順番をもう一回考え直した方がいいのかなと思うところは確かにあると思うんですね。ですから、個別課題はそれぞれ独立している面もあるので、少し入替えをした方がよろしいのかもわかりません。その中で、今御指摘のように、まとめられる問題はまとめてというようなことも必要だと思います。

それから、地域活性化の話はまた事務局と相談させていただいて、どう扱うか検討させていただこうと思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

E 委員 私も今、 D 委員のおっしゃったことに同感なんですが、 6 の「 P F I の市場の拡大に向けた検討」と少なくとも 15 番目の「防災にかかわる検討」というのは、市場拡大のテーマですから一緒にして、もし両括弧というさらに下にランクの見出しを付けるなら付けて整理されるのがいいのではないかな。

ただ、 D 委員は 14 のことにも言及されましたけれども、 14 は、 E S C O 事業のようなことを広くやれという趣旨で書いているよりも、 P F I 事業の実施そのものについての指摘がメインですから、これはむしろ外しておいた方が、別の項目でいいと思うんですね。

それから、今の 6 の「 P F I 市場の拡大に向けた検討」の中のやや細かいことですが、

20 ページの2行目からのところが、何となくおっしゃることはわかるんですが、ちょっとクリアでないという感じがいたします。それだけです。

山内部会長 ありがとうございます。それも一緒に検討させていただくということで。そのほかに。どうぞ。

F 専門委員 全体ですけれども、ポイントはよく押さえられていると判断していますが、D先生御指摘のように、私も、力強い部分とそうでない部分があるような気がします。それと、非常に解説的な部分が途中で入っており、簡潔に問題を指摘して非常にいい部分があるにもかかわらず、何で一部に関し、詳細な解説があるのか奇異に感じます。軸足がぶれているわけですね。その辺のところを調整されると、もっと全体が力強い文章になると思います。明らかに力強くないなと思うのは、例えば委員会あるいは政府があれをやったこれをやったというのは、自分の手柄を言っているようなものでして、こんなのは後で事実として述べればいいわけであって、かつ委員会と政府がごっちゃになっていますね。こんなのは事実として後で纏め、例えば現下の政策課題をもう少し簡略化しないと、後ろの方がぼけてしまうような感じがいたします。

それと、昨日のドラフトから見たら、かなりよくなっています。1カ所だけ、恐らく訂正し忘れたところがありますね。「措置する」という文章ばかりであったのがすべて訂正されており、結構です。1カ所だけ忘れているところがあり、14 ページの、「はかることとする」というところです。これは断定的に言っていますので、恐らく「検討すべき」という意味合いで、多分修正し忘れているのでしょう。

内容的な細かいところは、後で御報告しますが、私が理解できなかったのは、10 ページ、予定価格制度の問題、果たしてこれでいいんでしょうか。ちょっと表現の工夫が必要かもしれません。実は予定価格の制度的なあり方が問題ではないのか。これは触れていませんよね。予定価格とは言わずに、「上限拘束性のない参考価格」と書いてある。実は本当の問題は、上限拘束性のある予定価格のあり方、制度的なあり方も少しは何か検討の対象になり得るということを将来的な課題として言った方がいいのではないかと思います。

本質的な問題で 13 ページのリスクのあり方は、A先生と同意見ですが、1点だけ修正願いたいのは、現在のガイドラインは、リスク分担のあり方について詳述しておりません。現在のガイドラインは、あくまでもリスクの分類化、特定化を定義しただけであり、それをどういうふうに分担するのか、あるいは評価するのか、あるいはどういう対応措置ができるかという考え方、手法等は残念ながら詳述されていない。だからこそ問題なわけであって、現在のガイドラインは分担のあり方について詳細が示されているとは私はどうも考えていないわけです。これは事実誤認ではないかと思しますので、その辺のところは適切に文章を訂正していただければいいと思います。

言葉につきましても、ちょっと心配だなと思うのは、「契約の標準化」というのは結構なことだと思います。全部それに直されていますが、1カ所だけ「標準契約書案」と書いてあります。これは多分ほとんど修正されたのが1カ所だけ残っているのではないかと思

いますが、あたかも標準契約書案が既に作らなければいけない書類として規定されているというのはちょっと違和感を感じますので、それは文章の言葉で気をつけていただきたいと思います。

それと、ちょっと心配なのは、23 ページ、ファイナンスのあり方です。内容は結構だと思いますが、解説的過ぎるのではないのでしょうか。これがすべてではないと私は思うからです。例えば、フォークロージャーの問題とか、あるいは民間事業者にとってのコストの問題とか、直接金融とかボンドを現実にと考えると、さまざまな問題が出てくるわけです。軸足も定まっていないと思われるのは、一方では、リスクを移転し、スプレッドを上げようと言いながら、片方では、スプレッドは少ないからローンの方がメリットがあると言っている。こういった誤解を招くような表現はできる限り避けるとともに、「法制度が決定的な隘路になっていない」という指摘がありますが、これも断定過ぎるのではないのでしょうか。いろいろな表現の仕方があると思います。こちら辺は実務と制度が微妙に絡んでいますので、断言はできないのではないかと思うわけで、文章を工夫された方がいいと思います。

25 ページも、私は解説過ぎると思います。本当に公的管理者にとって必要なのは、質の管理です。それとともに、費用並びに時間の管理、これを管理する実務手法が理解されていないからこそ現在の慣行がある。コンサルタントとどう付き合っていくのかというガイドラインが必要なわけです。その考え方を提示することによって、よりコンサルタントの質を高めることができる。こんなことを言い始めたら、コンサルタントの先生から怒られそうですが、コンサルティングの質を高めるというのは非常に重要なことになりますから、どういう形でコンサルタントと付き合っていくかという考え方をオープンにしながら、規範のあり方を考えていくことも必要じゃないかと思います。

要は、結論的にはいいと思います。ですけれども、文章のあり方をもう少し簡略にして、整合性をとらせて、力強い文章にすることによって、非常によい文章になるのではないかと考えています。

山内部会長 ありがとうございます。今のFさんの御指摘で、おっしゃるとおりだと思うんですけれども、解説的な表現の問題と、スタンスというか、考え方に対しての軸足の問題と、分けて考えなくてはいけなくて、表現の問題は、確かに、例えば注に落とすとか、解説的過ぎるところがあると思いますけれども、そういう形で対処する。だけど、何かの方針に対する考え方の軸足がぶれるというのは、ある意味、これだけの委員がいて、いろいろなことを言うので、しょうがないところはあるんですね。だから、その辺をわかった上で書くとか。表現の問題で何か事務局からあれば。

事務局 山内部会長が御指摘されたとおりだと思っております。F委員の御指摘を踏まえて再整理したいと思いますが、1つだけ、さっきスプレッドのお話をされましたけれども、恐らく私の文章表現が拙いんだと思うんですが、ここで触れておりますのは、現状がこうですということに触れているということです。ですから、もしそこがちょっと不明確

だということであれば、文章を直ささせていただきたいと思います。

F 専門委員 でしたら、ローンにメリットがあるとか、ボンドよりローンがいいんだという断定的なニュアンスではなくて、中立的にお書きになった方がいいと思います。

山内部会長 そういうことだと思いますね。だから、方針とか軸足がぶれるような表現になってしまっているところで誤解を生んでいるということだと思います。逆に言うと、そういうことは御指摘いただいて、ブラッシュアップするのだと思います。

F 専門委員 それはすぐ直せると思います。

山内部会長 そのほかにいかがでしょう。G 委員。

G 専門委員 今回、この報告書をまとめるに当たりまして、いろいろなヒアリング、あるいはパブリックオピニオンをされていまして、特に民間事業者サイドに対しても、金融機関であるとか、業界団体の経団連、それ以外にもパブリックオピニオンという形で意見聴取されて、それでまとめていただいていると思いますが、まずは、そういう民間事業者のいろいろな意見、要望に対して、かなり中立的、あるいはフェアに取り上げていただいていると思います。その点は大変評価させていただきたいと思います。

それで、この報告書の中にも、今後の方向性、あるいは具体的にどのような形でやっていくのかということはかなり記載されていますが、では、現実的にそれが標準約款なり、あるいはガイドラインの改定に結び付くかというのは、この報告書をまとめられた後、ですから、この委員会のメンバーは 11 月が任期と聞いておりますので、次の改編された委員会で再度行われるということなのですが、そこで断絶があっては非常にもったいないことだと思いますので、その点についてまず、事務局に対しての御質問になると思うんですが、特に資料 3 の方で重点的に検討して速やかに措置を講ずることが書いてございますが、この辺のスケジュール感であるとか、実際の作業の手順であるとか、イメージであるとか、もしそういうものがあって、そういうものが次の委員会にはかかるような腹案のようなものがあるのであれば、まずそれをお聞かせ願いたいというのがまず 1 点でございます。

それから、それに関連してですが、資料 3 を見ますと、重点的にという部分が上のサークルの中に入っています、それ以外のものについては下に羅列されている。そうすると、下に位置付けられるものについては、当面、特に御検討も、あるいはそれに対応するいろいろな対策もなかなか講じられないのかなと読めるんですが、そこで、先ほど D 専門委員の方からもお話が出ましたけれども、下の 6 番の「PFI の市場の拡大に向けた検討」という項目がございます。民間事業者からも、制度的なもの、あるいはいろいろな運用もいろいろな声が出ましたが、それ以外にも、マーケットとして魅力があって発展性があるのかどうかといういろいろな意見なり、あるいは要望が出ておったと思います。

そこで、「市場の拡大」という項目について、先ほどお話があったように、内容の位置付けも変えていただいて、この中に、例えばいろいろな政策課題である地域の活性化であってもいいし、あるいは省エネルギーみたいなものがあったとしてもいいと思うんですが、再整

理していただいた上で、ぜひ上の重点的な課題の方に持って行っていただくことは無理なのかなと思いました。

山内部会長 最初の質問の方についていかがですか。

事務局 進め方ですか。先ほど部会長もおっしゃったとおり、11月27日で現在の委員の皆様が切れますので、今後の進め方は、そういたしますと、当然新しいメンバーでの御議論ということになるかと思えます。したがって、事務局としてどうこうというお話は差し控えるべきかと思えますけれども、1つは、F委員の方からも随分前に御提案がありました、例えばワーキンググループ等を組成して、そこで幾つかの、更に優先的な課題について御議論していただくというのも一つの進め方ではないかなと思えます。事務局としては、やるべきことは、早急にアウトプットを作って示していくべきだと考えております。そうすると、早急にアウトプットを作るものというのは、本来、すべての課題についてやるべきであるわけですが、時間と私どものワークフォースの関係もございまして、ある程度優先順位を作っていく必要があるということかと思えます。私どもとしては、半年とか1年かからない間くらいである程度アウトプットを出せればと思っておりますので、そういった観点で少し絞り込みを私どもとしてはさせていただいたと、こんなことをごさいます。

山内部会長 実際、ガイドラインの改定というのをやってきたんですけども、その前というのはガイドラインの改定というのはなかなかできなかった経緯があって、ここのこところやった。そういうことを踏まえて、新しい体制でまた進めていけるようにということだと思います。

H委員、どうぞ。

H専門委員 先ほど御指摘があった「上限拘束性のない参考価格」、「予定価格の算定根拠」といったところでは、事務局が大変御苦労なさった表現なのかなと思っております、私としては、この表現が上限なのかなと思っております。

といたしますのは、私にとって「コスト」という言葉はあまり違和感はなく、一定の要求水準を達成するためのインプットとしてのコストの部分というのは、もう少し官の方といたしますか、管理者の方が算定を原価計算的にといたしますか、要求水準達成コストという観点で算定しなければいけない、努力をしなければいけない部分であると考えていまして、その部分が明確に設定されないと、事業者の方でも一定のベンチマークが得られないだろうということだと思います。この点は市場化テストの部分でも非常に苦労しているところでありまして、といたしますのは、実施コストというこれまでの事業に要したコストを出すときに、今までコストの切り分けをしていないので、その事業を実施するためのコストの切り分け自体が官民でできないということなんです。ですから、コストガイドラインというものを官民競争の方でも当初作る予定でございましたけれども、コストガイドラインというものがどこのコストまで含めるのかということと、なかなか難しいということで、今、オン・ザ・ウェイでといたしますか、プロセスの中で検討を重ねているような状況

ですので、これはぜひサービス水準を達成するコストには何が含まれるのかということ、今、検討すべきであるという方向性をここで少し打ち出していただいているということだと感じておりますので、私としてはこの御苦勞がよくわかりました。という感じです。

山内部会長 ありがとうございます。ほかに、I委員、どうぞ。

I委員 細かな点もあるんですが、まず最初に、2点だけ大きく申し上げるといいますか、全体をカバーする意味で2点ばかり申し上げたいと思います。

御案内のように、PFIというのはPFI法に基づいて実施されているわけですが、ここに基本方針というのがございます。この基本方針の前文に、成果をもたらすものと期待されるものとして3つ挙がっているわけですね。もちろん細かくはいっぱいあるわけですが、大きく言えば3つある。第1は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されること。例えば効率性であるとか、むだをなくすとか、わかりやすいとか、そういうことが含まれる。そういうことだと思います。それをひっくり返して言いますと、個別課題の相互の関係という切り分けをしたときの一つの視点になるかと思います。

第2に、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されると。改革とまで言い切っておりますけれども、単純に従来のやり方の整理でもいいですが、そういう意味で言いますと、実際の実施プロセスにおけるさまざまな課題が解決されるべきであるということを行っているわけでありまして、同時にこのことは、PFIに限らない、PFIで行われる行政の事業においても、そこにフィードバックされるということが期待されて書かれているわけです。

第3は、民間の事業機会を創出することを通じて、経済の活性化に資することである、こういうことですが、例えば、ファイナンスの新分野でございましてとか、さまざまな事業分野、従来にない分野として、いかにもありそうだったけれども、公共ということで実際には行われなかったような分野がどうも出てくるのではないかと、こういうことなのだろうと思います。

この3つ、もっと改定するという意見があるかもしれませんが、取りあえず今まで行われてきたPFIのプロセスの基本になるところだと思います。そういう視点が現実にも今いただいているわけでございます。そういうことも含めて、PFIの目的から見た視点ということをまず認識していただきたい。

2番目に、それも含めてでございますが、資料3でよくまとめていただいておりますが、概念を抽象的に言うとうわやりにくいものですから、こういうふうに図示していただくと非常にわかりやすい。そういう中で、言ってみれば、これは著作権の問題があるかもしれません。KJ法みたいな格好で提示していただきますと、相互の関連が非常にわかりやすくなっていく。すると、それぞれの問題ということよりも、よりよく表現をしていただくという意味合いで、これをもうちょっと詰めていただくと、今までの御意見にもありましたが、こういうさまざまな課題要素のマッピングがより進化したものになるのではないかと。そういう意味では、目的別、分野別、あるいは時系列別、こういう切り分け

方の視点をそれぞれ別に分けて、それぞれで切り分けながら整理し直していくと、もうちょっとわかりやすいものになるのではないか。

個別のテーマにつきましては後で申し上げますが、その上で文章、長くなって恐縮でございますが、資料1に戻りまして、ページ2の2 - 1の2つ目のパラグラフでございますが、「独立採算型事業」ということございまして、これは11ページにもあろうかと思えますけれども、実は、私がここで考え方を言うのは、長くなって申しわけないですが、行政のあり方ということで、今までも、この委員会でも、あるいは部会でも議論してきたわけで、なかなか難しいところでございます。行政がかかわるというのがPFIでございますので、民間だけで独自にやるべきという部分との切り分けというのは非常に重要なことなんでしょうと思います。

そういう意味で、「独立採算型事業」という言葉は、定義が私から見ればはっきりしていない格好で用いるというのは非常に問題があるだろうと思います。今までは、要するに、混合型ということと独立採算という途中の部分があるということございまして、会計的に見ると、私の見方がはっきりしていないかもしれませんが、要するに事業者から見た収入の話なんですね。要するに、行政が負担するのか、受益者が負担するのか。しかし、コスト全体で見れば、収入にかかわらない隠れたコストというのがある。だから、こういう表現はやめていただきたいというのを事あるごとに私は申し上げていたんですが、このところが単純に受益者負担型だ、あるいは混合型、そういう形に、以前ちょっと戻していただいたことがあります。これは言葉で細かいようございまして、もっと行政の関わり方重要なことになってくるものにつながると思いますので、今は検討が進んでいませんけれども、先のことを考えて変えていただきたい。これが第1点目。

次に、3ページの「入札契約制度」のところでございますけれども、このところは、お忙しい中、各行政の方々が連絡幹事会申合せの中で、段階的選抜のあり方について検討されたというのは非常に感謝すべきことだと思っています。

ただ、これは法律改正があってから始めたことなので、定義がなされたという表現ですと、ここで終わっているということに受け取られかねない。実は、別に参加される方々の問題よりも、むしろ従来の行政の事業に関する法律に関して、定義とか、今までも多少問題を指摘されておりますけれども、あいまいなところが、そういったために、例えばさっきの予定価格とか、こういうことの定義が必ずしも明確でないところから、現行法令の範囲内であっても、明確にこままでだと言い切れるものかというのは、私自身は疑問に思っている。ただ、検討を始めたというのは非常に大事なことで、評価いたしますけれども、ここで終わったわけではなくて、現行の枠内でもまだまだ検討の余地もあるのだろう。大事なことは、検討を始めた、検討がなされたことというふうにはっきり書いていただければと思います。

3番目でございますが、5ページの中ごろに「今後、庁舎の新規整備等」、「等」とい

うことだから、これで含まれているということかもしれませんが、かねて日本の建物というのは、何か都合が悪ければ壊してしまうということがございますけれども、今後、「庁舎の」となりますと、庁舎に限らず、公用施設も公共施設も含めまして、耐震性とか、あるいは用途の変更とかいろいろあるかと思うんですね。あるいは、非常に立派な建物、文化財的な意義あるような建物の用途を変えるという場合に、必ずしも新規だけがすべてではないし、重要なものではない。そういう意味では、「庁舎等の整備あるいは有効利用」というような格好で変えていただくといいと思います。

次に、10 ページでございますが、コストと要求水準書の内容というところでございます。先ほども指摘があった予定価格。これは前にも議論があったんですが、予定価格の定義でございまして、今の会計法なり地方自治法なりで言われているような意味での予定価格というのは、PFI法で私ども議論してきた予定価格と必ずしも同じではないということでございます。先ほども話ございましたが、インプットの資材とかサービスの積算というのは非常に重要なことでございます。

これは一つの案でございますが、取りあえず予定価格と混同しないという意味で、例えば想定コストとか、想定価格とされたら、これは本当はもっと議論を重ねないといけないんだろうと思いますが、それについては、PSCのコスト、PFI-LCCのコスト、両方あるわけでございますね。ここで重要なのは、入札の前の段階で言いますと、あくまでも管理者側が計算するわけですね。そうすると、自分で考えるのはPSCの想定コストになる。これは、ニアリーイコールで、従来の一般競争入札で言う予定価格に比較的近いのだろうと思います。必ずしも同一とは限らないかもしれませんが。一方、PFI-LCCということになりますと、これは Value For Money をある程度期待値として想定しているわけですね。それが実際に入札してみると、どうなるかまだわかりません。かなりこのところは幅があるわけです。ただ、最低限これだけの Value For Money が出ないと困りますよということが頭にあってのことだろうと思うんですね。そういう意味で、想定コストというのはかなり幅広く考えていいのかなと思いますので、そういう表現を考えられたらと思います。

次に、17 ページの中ほどの段落の最後の方でございますが、「直接協定があるが」とございます。実は、これと資料3のチャートを見ていただきたいのでございますけれども、17 ページでございますと、「必要な場合は減額をする場合についても」云々という流れの中で書いてあるわけですね。これは一つ一つの具体的な事案に関して、官と民が交渉しながら、あるいは契約の中で、増額とか減額、こういうことがあるよという中での話での流れがあるわけです。しかし、直接協定というのは、例えば、破産法制なんかの関係で見ますと、ちょっと位置付けが変わるのだろうと思います。

チャートの方を見ていただきますと、「運営段階における課題に対する適切な対応」とございまして、その下に3つほど並んでおります。「モニタリングの支払い、メカニズムの充実」とありますが、その次に「中立的な裁定機関の必要性」。これは法律家であられ

る前田先生の御意見をよく伺った方がよろしいかと思いますが、私の方の個人的な感じから言いますと、中立的な裁定機関の必要性というのは、あくまでも公共側と事業者、あるいは場合によってはファイナンスも入ってくるかもしれませんが、話し合いの過程でまずやって、その上で決着がつかないときに中立的な裁定機関。しかし、これは、例えば破産法とかそういう段階に行く前の話ですね。そうすると、その前に実はD Aがあるわけです。ファイナンスの重要な役割は、破綻するような場面に至る前の役割が非常に重要なわけでございますけれども、更に行き詰まったときにファイナンスの役割というのは更に重要なことがありますよという意味合いで、これは私的整理の最終的なところかなと思うんですけれども、そういう意味でD Aというのはここに位置付けられるわけです。これは大きな題にも書いてありますけれども、ここは実務的にかかわりのあることばかりでありますから、あるいは契約にかかわることでございますから、一言触れておいた方がいいのかな。強調された太枠の課題とは別に、下に小さな項目で挙がっていますから、その程度の取り上げ方でいいと思いますけれども、適切な対応の中に、裁定を行った後で、ここは事業者を取り替えるという話でございますから、非常に重要なことでございますので、契約上も当然盛られるわけですね。D Aで。そういった中で、ここは一言触れられておかれた方がいいのかなと。

それにかかわって、先ほど来、融資機関ということでございますが、将来的なことを考えると、融資とは限りませんので、広い意味でファイナンスという意味合いの言葉を使われた方がよろしいかと思いますが、そのファイナンスにとってD Aというのは、そう頻繁に起こることではないかもしれないけれども、最終的には、担保の履行と同じような意味合いで重要な意味合いもございますから、本文の方でも、そここのところに、先ほどファイナンスの役割が言われていましたけれども、触れられておかれた方がよいのではないかと思います。

次に、20 ページの中ほどから下の方に「さらに、民間の創意工夫をより生かしていく観点からは」とございますけれども、先ほどもちょっと御意見がありましたけれども、民間からの提案ということでございますが、もともとP F I法の趣旨と基本方針、民間発意というところを期待しているところがあります。従来なかなか難しい問題が現実にありますから、議論が進んでいないところが実際なんですけれども、そういう民間発意も含めて、一から事業を提案するばかりでなくて、さまざまな方法の提案をされる。さらに言えば、対話的な入札プロセスの中でも非常に小さな提案もあろうかと思いますが、民間側の発意というものを大から小まで注目して、生かせるものは生かしていただきたいという意味合いでの表現があっていいのかなと思いますので、先ほどのテーマといいますか、大きな中で、民間発意と絡めて表現をしていただきたいなと思います。

最後に、項目としては最後にしたいと思いますが、リスクということについて、今まで重要であるということはさんざん認識されておりますが、整理がなかなかされていないので、リスクについての議論はなかなか進まないんですが、リスクの全体の議論を進める

のは、今後であるとしても、一言だけ参考になるかどうかわかりませんが、リスクの切り分け方というのは実はいろいろあるわけです。大きくいくと4つか5つぐらいになりますか。その中で、まず、リスクの概念的に混同しやすいところで、純粹リスクというものと、これは言い方はいろいろありますが、投資的リスク、こういう2つの切り分け方があります。事業においては、どうしても期待値よりもマイナスの、つまり、リスクをコストとして認識する一方のものが、あるいはそういう概念が普通によくあるわけですね。普通、リスクというと大体そういうものですね。それ以外は純粹リスクという表現で切り分けて言っていると。

一方で、私なんかは多少投資の世界に住んでいる、あるいはマーケットの世界に住んでいます者は、リスクというのは、リスクの頻度から見まして、リスクイベントの分布を各自管理しまして、中心から見まして、上もあれば下もある、こういう中で見ますから、プラスもあればマイナスもある。そうすると、期待値がプラスもあればマイナスもあるという世界の話になりますので、こういうのは普通にしゃべられる世界もあるわけです。ただ、そこを混同してしまいますと議論がしにくいものですから、従来の議論は純粹リスクを中心に、これは別に書くことはないですけれども、注か何かで、そここのところを混同しないように、リスクはプラスもあるのではないかという議論も当然出てきますから、そのときに、事業をする上で、純粹リスクを中心に議論をしてきたという注があったらいいのではないか。

そのほか、参考までに申し上げますと、リスクと言った場合に、私なんかの個人的な認識でございますから、必ずしも議論としてかたまったわけではないですが、例えば企業なんかでよく言われますのは経営上のリスク、あるいはホームリスク、これはコンプライアンスリスクとよく言われます。財務上のリスク、この辺になると、実はPFIにかかわってくるわけです。労務リスク、ここではあまり言われませんが、事業の継続性というものがかかわってくる。そういうような主に4つの切り分け方をするケースもございます。

あと、ほかに、要するに、かかわっている人たちと関係ない、災害からくるもの。不可抗力という言い方をしますけれども、実は、英語で言う不可抗力と日本語で言う不可抗力というのは、多分にニュアンスが違うんですね。ですが、一般的には不可抗力というような災害時のリスク。自然災害でございますとか事故という部分での概念があります。そのほかに分野として社会経済リスクとか、リスクといっても、反対にプラスもあれば、実は申し上げますけれども、先ほど来、「地球温暖化防止の対応」とか、あるいは「防災にかかわる検討」がございます。その一方で、社会的に更にパフォーマンスがあると認められるような、これは直接的な事業とはちょっとかかわりがあるんですが、背景となるような、必ずしも明快に関係ができるわけではないような社会的何とかと表現されるようなもの、こここのところが入ってくると、それが同じ土俵で議論されてしまいますと、なかなか難しいのだろうと思うんですね。リスク、あるいはリスクのイベントもそうですし、リスクの

効果もそうなのですが、同時にされますと、非常に難しいことになってしまいます。

そういう意味で言いますと、資料3に戻っていただきますと、先ほど来、議論の中で御意見がございまして、「地球温暖化防止への対応」、「防災にかかわる検討」というところは大きな楕円から外した方がいいのかなと思ったのは、大きな楕円の中に入ってくるのが、非常に実務に関連したプロセスにちょっとずつかわる部分の課題項目なんですね。そういうふうに分けたとすれば、もちろん「地球温暖化の防止への対応」というのは、効果の部分の評価に入れろということが当然あるとは思いますが、ほかの社会的なテーマについても、そういうのがあるわけですから、その辺のところをまとめた方がよろしいかと思えます。

ちょっと長くなりましたので、この辺でやめておきます。

山内部会長 ありがとうございます。御参考にさせていただく点と、具体的に検討して直す点と2つ大きくあって、御参考になる点については、特に資料3とか、あるいは全体のまとめ方については、事務局と相談させていただきます。

それから、先ほどここを直してという話は、具体的に検討していただいて。

事務局 そうですね。わかりました。

山内部会長 J委員、どうぞ。

J専門委員 2点あるんですが、1つは、言葉の問題で細かい点ではあるんですが、7ページのところに「合理的なリスク分担」という言葉がありまして、リスクがいろいろなところで重要なキーとなる概念になっているかと思うんですが、「合理的な」という表現が非常に解釈の幅の広い修飾語ではあるかと思うんですが、もう少し中身をわかりやすく表現するという方法もあるかなと思ったんですが、例えば、3)の「リスクマネジメント」のところとか、6)の「PFI市場の拡大」のところ議論されている表現を使いますと、例えばですが、「官民のリスク管理能力に応じた適切なリスク分担」というと、ちょっと長くなりますけれども、そういう程度の表現で大体とらえられているとすれば、少し中身を書き下してあげるといことも選択肢かなと。「合理的」というと、いろいろな思いが込められているのかと思うので、もしそれだけではとらえ切れないということであれば、別な工夫をする必要があるかと思えますが、1点そういうことです。

もう一つは、先ほどの地球温暖化の取組みに関連してなんですが、27ページの真ん中あたりなんですが、「審査基準に温室効果ガスの削減への配慮を示すべきことについて、管理者等に普及啓発をはかる」という文があるんですが、事業者が国である場合は、まさに温暖化対策は国の大きな政策目標ですから問題はないと思うんですが、地方の事業の場合に、地方公共団体等がこれをどの程度反映させて審査基準に盛り込むかというのは、非常に難しい、ちょっと微妙な問題を含んでしまうのではないかと、少し丁寧な説明及び表現というか、必要なのではないかと思うんですね。というのは、これをそのとおり素直に受け取って、非常にこれを積極的に取り入れる地方公共団体と、とりあえずはそれほど積極的にやらなくてもいいかなと考えるばらつきが大きくなってしまったりすると、素

直に対応した地方公共団体の取組みをほかの地方公共団体がフリーライドするような形になってしまう可能性もあるわけですね。温暖化対策自体は、国の問題というよりは世界の問題とも言えますけれども。ということで、逆に言うと、地方公共団体からすると、これは、どうしてこういうことにそれほど積極的に取り組まなければいけないのかということに関するもう少し丁寧な説明があったらいいかなとか、その辺、少し書き加えていただくようなことができないかなと思った次第です。

山内部会長 K 専門委員。

K 専門委員 夜中まで作業をされたということで、本当に大変だったと思います。私の方から短く 2 点でございます。

1 点目は、資料 1 と資料 3 で順番があって、先ほどから出ておりますので、ちょっとここが気になったということだけ申し上げておきます。

あと一点目につきましては、運営段階におきまして、供用開始されてから何年かたちまして、それは、住民の情報公開というんでしょうか、その辺が求められてきたときに、どこまでどのように出したらいいのかという疑問があるものですから、その辺の取り上げ方は、今ここでしなくてもよろしいんですけども、その辺が後ほどでもよろしいんですけども、ちょっと議論いただければなと考えております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかに何か御発言ありますか。どうぞ。

B 専門委員 簡潔に 2 点だけでございます。先ほど A 先生の御指摘になられた点に関連して金融機関のデューデリジェンス機能云々というところ。13 ページのリスクマネジメントのところリスク分担に関するガイドラインの検討課題を指摘されているんですが、このガイドライン、拝見すると、金融機関の役割というのが一切出てこないんですね。もしかすると、検討課題の一つにそこら辺が入ってくるのではないかと、入れ方は難しいのかも思いますが、それが 1 つかなと思いました。

それから、それにやや関連して、17 ページのモニタリングのところなんですが、金融機関のモニタリング機能というのが実はユニタリーペイメントの導入の関連でしか触られていない。ユニタリーペイメント導入は、それはそれで検討課題だと思うんですけども、その前段階として、金融機関によるモニタリングのあり方、これが今のガイドラインには「うまく働くこともある」という注釈だけになっていまして、そこら辺をどう扱うのかということも課題になるのかなと思いました。

以上でございます。

山内部会長 L 委員。

L 委員 資料 3 は非常に分かり易くまとめていただき、感謝しております。実は私もこういうものを作ってみようと思ったんですが、いろいろな論点が錯綜しておりますので、非常に難しかったところです。これを非常にわかりやすく作ってくださって、本当にありがたいと思っております。

これを拝見させていただいて、7ページのところで、「現状についての認識」という箇所です丁寧な説明を付して下さっておりますが、私自身がリーガルアドバイザーとして、公共側コンサルタントの一員として仕事をやっておいて、このような御意見も伺うことが多くありましたが、今回、素直に正面からそれを問題点として挙げていただいております。それに対して、最後のところで書いてくださっております、真の意味での官民連携、官民相互にとって使いやすい手法という観点から、全体の論点を全部書き下して下さったということだろうと思っています。

実務のレベルから言うと、プロセスの部分が問題なのですが、ここについての記載内容は、実務を担当しているコンサルタントがついていけるかどうかよくわからないという非常に高度な内容だと思いました。これから、先ほど参事官おっしゃっておられた新しい任期が、12月から始まり、そこから1年ぐらいで、どこまで実務で役に立つものができるのか、相当頑張らないといけないということを思いました。

内容的には非常にすばらしくて、まことにありがとうございます。

山内部会長 そのほかに何か御発言ございますか。

D 専門委員 全体の構成、資料3ですが、資料3の構成が多分全体の構成になると思うので、資料3というのは、「リスクマネジメント等についての考え方の整理の必要性」で4つ書いてあって、その下に3つ書いてあって、黒塗りで「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題とその具体的方向」と書いてあって、その下に7つ書いてある。この4つ、3つ、7つが、あとの方でいくと、ずっと15連続して書いてあるわけですね。それが上にいくと、4つ、3つ、7つに分けて書いてあるので、資料3の構成はどういう形で考えておられるのか。「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題とその具体的方向」というのはどこに当たるのか。その辺、全体の構成とかかわると思いますので、教えていただけますでしょうか。

事務局 むしろ答えさせていただいて、それで先生の御趣旨に沿わなければ、また伺っていただきたいんですけども、構成としては、まず、アプリアリにこれが重点的だとかというのはおかしいと思いましたので、まず、公平に15の項目について挙げるという体裁をとりました。ただ、実質的には、先生御指摘のとおり、重点的にやるべきもの、ある程度一定の期間内でアウトプットを作るということを頭に置いた上で整理をしたものと、もちろん検討は同時並行でやるべきものでありますが、少なくともそう簡単に結論が出そうではないもの。時間がかかって十分に検討した上で逐次アウトプットを作っていくものと恐らく2つほどあろうと考えまして、後者のものについては対応の方向を検討するとか、そういう表現にとどめました。

ただ、最終的な抽出というところを最後に入れる必要があるかと思いましたが、そこを第4章という形で「重点的に検討し速やかに措置を講ずべき課題」ということで、ここは私としては先生のお話のある程度頭において整理したつもりなんです、個別具体的プロセスごとの課題ということで、この3つのカテゴリーのうち一番上のものをまとめ

て整理をさせていただいたつもりです。残りの部分については、2つに分けたわけであり
ますけれども、他の「官民連携手法とノウハウの共有等」という項目と、先ほど御議論ご
ざいましたけれども、「地球温暖化防止への対応」と「イコルフットィングの必要性」
というのを1つのくくりとしてまとめさせていただいたということです。

D 専門委員 黒塗りの重点なところが29ページ以降で3個あると。

事務局 便宜的に3つに分けさせていただきました。大きく言えば2つだと思います。

D 専門委員 わかりました。

山内部会長 ありがとうございました。時間の方が5分ほど超過しております、この
辺で審議は終了にしたいと思いますけれども、簡単に申し上げますと、今日は、皆さんに
御意見をいただいた私の感想を申し上げますと、パーツについては大体できたという認識を
いただいたとっておりますが、組立てと結合部分が若干問題があるということと表現の
問題。それから、内容についても若干の抜け落ちがあるということで、その御指摘もいた
だきましたので、その辺を事務局と詰めていきたいと思っています。

それでは、今後のスケジュールについて事務局から御説明願いたいと思います。

事務局 どうもありがとうございました。そうしましたら、本日の議論を踏まえまして、
山内部会長と御相談させていただきました。報告書を修正した上で、その修正したものに
つきまして、関係各省からは事実誤認等があれば指摘をしていただくという進め方をさせ
ていただきたいと思います。次回は、11月9日でございますが、その総合部会の際には、
その結果を盛り込んだ報告書案につきまして、部会としてとりまとめいただきたく御議
論いただきたく存じます。とりまとめていただいた部会報告については、11月15日に
山内部会長から本委員会の方に御報告をしていただく予定でございます。

山内部会長 よろしいですか。それでは、先ほど申し上げましたけれども、皆さんから
かなり御意見をいただきましたので、あとで事務局と私の方で御相談させていただいて、
修正をいたしたいと思います。その辺お任せいただいて、それをまた皆さんにお目通しい
ただくということをお願いしたいと思います。

時間を超過しまして大変恐縮でございますが、本日は以上で閉会といたします。どうも
ありがとうございました。

- 以上 -